

## 令和4年第3回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年3月31日 午前10時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員  
教 育 長 尾 上 慶 昌  
教育長職務代理者 木 曾 文 人  
委 員 志 水 矛  
委 員 井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者  
教 育 次 長 長 坂 幸 則  
教 育 次 長 入 潮 賢 和  
総 務 課 長 西 岐 厚 志  
こども育成課長 近 藤 雅 之  
学校教育課長 山 本 亮  
生涯学習課長 橋 本 政 範  
文化財課長 中 田 宗 伯  
スポーツ推進課長 笠 原 裕 之  
学校給食センター所長 正 木 洋 志  
中央公民館長兼市民会館長 本 家 信 治  
図書館長兼市史編さん担当課長 小 野 真 一  
書 記 澁 谷 文 江
- 5 付議事項  
報告3 赤穂市文化活動激励金交付要綱の制定について  
第9号議案 担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について  
第10号議案 赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の制定について  
第11号議案 赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について  
第12号議案 赤穂市教育委員会人事異動について  
その他 問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 井 本 学 明

## 令和4年第3回赤穂市教育委員会議事録

- 教育長                   ただいまより、第3回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。
- はじめに、令和4年教育委員会臨時会議事録の署名を池坂委員と志水委員にお願いします。
- (教育長署名後、池坂委員、志水委員の署名)
- 教育長                   次に、教育長の報告を行います。
- ( 教育長 報告 )
- 次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。志水委員と井本委員にお願いします。議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。第11号議案については、同規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、第12号議案については、同規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に、その他については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。
- 全委員                   異議なし。
- 教育長                   以上のと通りの賛成をもちまして、第11号議案ないしその他については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。
- 報告3「赤穂市文化活動激励金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局                   ( 赤穂市文化活動激励金交付要綱の制定について議案2～10ページに基づき説明を行った。 )
- 教育長                   ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
- ご発言がないようですので、報告3「赤穂市文化活動激励金交付要綱の制定について」の報告を終わります。
- 次に、第9号議案「担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局                   ( 担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について議案11ページ及び議案参考資料2ページに基づき説明を行った。 )
- 教育長                   ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
- 委員                   ぱっとわからなくて素人の質問なんですけどもすみません。

「参事」っていう言葉が新しく出ていたので、ちょっと調べたら、課長級から係長、係員まで含めた常勤の事務職員すべてをひっくるめて「参事」というっていうのが結構公務員的には使われていて、ただ、最近では課長や係長、課長や部長とかの役職にあたる人を「参事」と呼んだりするっていうのも載っていて、赤穂市ではどういった形での「参事」の扱いなのかな、と思ってお聞きします。

事務局

このたび置かれます「文化とみどり財団担当参事」ですけども、もともと生涯学習課が所掌します事務のうち、文化とみどり財団の指導とか調整といったそういう事務を担当します、その事務をする「参事」という意味合いでございます。市の役職としましては「部長」ということになります。以上です。

委員

わかりました。

教育長

他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第9号議案「担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第9号議案は、原案のとおり議決されました。次に、第10号議案「赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の制定について議案12～13ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

確認なんですけれども、2月の定例教育委員会の時、予算の内示があったときに、学校給食費補助金ということで2,790万円ですか、そのときに2,060万円は第3子以降で、730万円は食材費支援ということだったか、そういうふうに記憶していますが、食材費支援の730万円がこれに該当するということで補助金として(執行)するということで要綱を作る、簡単に言えば、生活保護者とか就学援助の子どもとか第3子以降の子以外、すべての児童生徒が補助金としてもらえる、ということのまとめというんですか、要綱なんですか。

事務局

対象児童等につきましては、まず、令和4年度当初予算額であります、委員おっしゃられましたとおり、食材費支援事業としましては730万円を議決いただいております。その対象につきましては、先ほど申しました要保護、準要保護等々の他の給食費

の支援の方を除くすべての児童ということで、当初予算の積算人数としましては、3, 1 1 3人を毎日の喫食数ということで人数の方は積算をしております。

委員                    そうだと思ったんですけど、予算を執行するには事務手続きとか交付申請とか交付決定とか、大変なことをして、この、こういうお金を使うのにこういう決まりを作らなきゃならないのは大変だな、ということをおもったから、ちょっと確認のために言ったんです。

事務局                補助金の執行につきましては、毎月、学校園の校園長名で喫食人員の把握ということで、学校園と情報を緊密にしながら適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

教育長                他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第10号議案「赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員                異議なし。

教育長                以上のおよりの賛成をもちまして、第10号議案は、原案のとおり議決されました。次に、第11号議案「赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について」でございます。

[ 非公開案件として、第11号議案「赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について」説明を行い、その後協議を行った。 ]

原案承認

教育長                次に、第12号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、第12号議案「赤穂市教育委員会人事異動 について」説明を行い、その後協議を行った。 ]

原案承認

事務局                ただいま議決をいただきました第12号議案に基づき、令和4年4月1日付けで教育委員会に配属予定の幹部職員の自己紹介をさせていただきますと思います。

( 教育委員会配属予定幹部職員入場、自己紹介後退場 )

教育長                審議を再開します。次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

教育長  
事務局

その他、事務局から報告事項等がありますか。

(令和4年第4回定例教育委員会を4月26日(火)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

事務局  
教育長

( 定年退職者挨拶 )

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第3回教育委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

(午前10時38分閉会)